

# 駒岡清掃工場更新事業環境影響評価事後調査報告書（工事時）作成業務

## 共通仕様書

### 1 業務の目的

本業務は、札幌市環境影響評価条例第 39 条に基づき、駒岡清掃工場更新事業の環境影響評価に係る事後調査及び事後調査報告書の作成を行うものである。

### 2 業務の名称

駒岡清掃工場更新事業環境影響評価事後調査報告書（工事時）作成業務

### 3 業務の場所

札幌市南区真駒内 129 番地 3 ほか

### 4 業務期間

契約締結日より令和 3 年 3 月 26 日まで

### 5 業務項目

本業務に係る項目は本仕様書及び特記仕様書による。

### 6 一般事項

(1) 本業務は、本業務仕様書に従い、関連する法令を遵守し、履行しなければならない。

(2) 中立性の保守

受託者は、常に中立性を保持するよう努めなければならない。

(3) 秘密の保持

受託者は、業務上知りえた情報を他人に漏らしてはならない。

(4) 環境配慮について

ア 本業務の履行において、札幌市の環境マネジメントシステムに準じ受託者は、環境負荷の低減に努めること。

イ 受託者は、業務に伴い排出される廃棄物の減量・リサイクルに努めること。

(5) 本仕様書に記載されていない事項及び不明な事項について、受託者は、委託者と協議の上決定すること。

(6) 業務責任者及び業務担当者

ア 受託者は、業務責任者及び業務担当者をもって秩序正しく業務を行わせるとともに高度な技術を要する部門については、専門的な知識を有する技術者を配置しなければならない。また業務責任者は、業務の全般にわたり技術的監理を行わなければならない。

イ 受託者は、業務の円滑な進捗をはかるため、適切な数の業務担当者を配置しなければならない。

ウ 業務責任者は、主要な打合せには、必ず出席しなければならない。

エ 業務責任者は、技術士(総合技術監理部門－建設部門－建設環境に関する専門分野)、技術士(総合技術監理部門－環境部門－環境影響評価に関する専門分野)、技術士(建設部門－建設環境に関する専門分野)、技術士(環境部門－環境影響評価に関する専門分野)及び技術士(衛生工学部門－

廃棄物管理に関する専門分野)のうち、いずれかの資格を有すること。

オ 業務責任者は、ごみ処理施設に係る環境影響評価業務(国、都道府県、市町村又は一部事務組合等が発注した業務で、平成18年4月1日以降に完了したものに限り。)を履行した実績を有すること。(再委託として履行した場合を除く。)

カ 札幌市内に事業所(営業所等)を有すること。

(7) 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了にあたって、契約約款に定めるもののほか、下記の書類を作成し、委託者に提出しなければならない。

名称	規格・内容	提出期限	部数
業務着手届		着手後速やかに	2
業務責任者等指定通知書		着手後速やかに	2
業務責任者等経歴書	業務責任者と受託者の直接的かつ恒常的な雇用関係を確認できる書類を添付すること。	着手後速やかに	2
技術士登録証等の写し		着手後速やかに	2
業務工程表		着手後速やかに	2
業務実施計画書	連絡体制 業務実施計画 業務工程表 等	契約締結後7日以内	2
業務協議簿		協議後3日以内	協議ごと
業務完了届	成果品目録を添付すること	業務完了後直ちに	2
成果報告書	A4(製本)	業務完了後直ちに	3
	参考資料		1
	電子データ(CD)		1

ア 業務実施計画書に関する注意事項

受託者は契約締結後、業務の工程等の詳細について委託者と協議の上、7日以内に業務実施計画書を作成し提出すること。

イ 成果報告書に関する注意事項

(ア) 計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出すること。(特に、電算機使用の場合は入力条件を明示すること。)

(イ) 文献・その他資料を引用した場合は、その文献・資料名を明記すること。

- (ウ) 作成にあたって、調査収集資料及び解析検討結果は図表等を用いて具体的かつ明瞭に整理すること。その様式・内容・作成する図面のサイズ・表現方法など編集方法について、あらかじめ委託者と協議すること。
- (エ) 検討書・計算書・資料集・業務協議簿・業務状況写真・その他委託者から指定されたものを添付すること。
- (オ) 成果報告書の提出にあたっては、業務責任者（主任技術者）が立会うこと。
- (カ) 電子データは、可能な限りワード・エクセル形式で作成し、他形式で提出する際は、委託者と協議すること。

(8) 再委託について

受託者は、次に掲げる業務の主たる部分について再委託することはできない。

ア 総合的な業務履行計画及び進捗管理

イ 調査手法の決定及び最終的な技術的判断

なお、前述の主たる部分以外については、専門業者等への再委託を可能とするが、再委託する業務範囲及び選考する業者について、事前に委託者の承諾を得ること。

# 駒岡清掃工場更新事業環境影響評価事後調査報告書（工事時）作成業務

特記仕様書

## 1 業務の目的

本業務は、札幌市環境影響評価条例第39条に基づき、駒岡清掃工場更新事業の環境影響評価に係る事後調査及び事後調査報告書の作成を行うものである。

## 2 業務の内容

本業務の内容は以下のとおりとする。なお、本業務の実施にあたっては、「駒岡清掃工場更新事業環境影響評価書」に基づくものとし、本事業に係るこれまでの札幌市環境影響評価審議会の審議内容及び市長の意見を踏まえ、業務を実施するものとする。

### (1) 調査

#### ア 騒音

騒音に係る調査内容は下表のとおりとする。

表 騒音（一般環境）に係る調査内容

調査項目	調査期間	調査方法	調査地点
騒音 時間率騒音レベル(Lx)	1回(12時間)とする。	騒音規制法に基づく「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」及び「騒音に係る環境基準について」に記載の方法に準拠	敷地境界3地点

#### イ 振動

振動に係る調査内容は下表のとおりとする。

表 振動（一般環境）に係る調査内容

調査項目	調査期間	調査方法	調査地点
振動 時間率振動レベル(Lx)	1回(12時間)とする。	「振動規制法施行規則」(昭和51年、総理府令)に記載の方法に準拠	敷地境界3地点

### (2) 調査報告書作成

前項の調査結果をとりまとめて報告書を作成する。なお、本業務の報告書は、事後調査報告書における現況調査データとなることから、構成に留意し、図表を用いて適切にとりまとめを行うものとする。

### (3) 事後調査報告書の作成

- ・札幌市環境影響評価条例の規定に基づき、事業計画の内容、事後調査の内容及び結果等を取りまとめ、事後調査報告書を作成する。
- ・図書の作成にあたっては、図表等を適切に用いること。
- ・評価書で使用されている文言、表現等については、統一して使用すること。

#### ア 事業の目的及び内容

事業の目的、事業実施区域の位置、規模、内容を整理する。評価書の内容を踏襲するが、記載が必要な内容について、追加・修正を行う。

#### イ 事後調査の内容

事後調査の内容について、事後調査の項目、調査方法、調査範囲等を記載する。

#### ウ 事後調査の結果

事後調査を行った結果について記載する。

#### エ 事後調査の結果を受けて講じた措置

事後調査の結果に検討を加え、必要な措置を講じた場合にその内容を記載する。

### 3 打合せ協議

業務着手時、調査終了後、事後調査報告書作成後の計3回打合せを行う。

### 4 その他

現地調査に係る除雪費等は受託者が負担すること。